

| | |
|-------------|--|
| 法 令 等 名 | 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 |
| 根 拠 条 項 | 第25条第2項第1号 |
| 処 分 の 概 要 | 自動車運転代行業者に対する指示 |
| 原権者(委任先) | 大阪府公安委員会 |
| 法令等の定め | |
| 処 分 基 準 | 別紙のとおり。 |
| 問 い 合 わ せ 先 | 交通部交通総務課安全指導第一係 (電話06-6943-1234 内線50321) |
| 備 考 | |